アミトラズを有効成分とする懸垂剤	蜜蜂（採蜜しているものを除く。）	蜜蜂の巣板４枚当たり0.5ｇ以下の量を巣箱内に懸垂すること。	—
アモキシシリンを有効成分とする飼料添加剤	牛（生後５月を超えるものを除く。）	１日量として体重１kg当たり10mg（力価）以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前10日間
	豚	１日量として体重１kg当たり10mg（力価）以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前５日間
	鶏（産卵鶏を除く。）	１日量として体重１kg当たり50mg（力価）以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前５日間
	すずき目魚類	１日量として体重１kg当たり40mg（力価）以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するために水揚げする前５日間
アモキシシリンを有効成分とする飲水添加剤	牛（生後５月を超えるものを除く。）	１日量として体重１kg当たり10mg（力価）以下の量を飲水に溶かして経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前10日間
	豚	１日量として体重１kg当たり10mg（力価）以下の量を飲水に溶かして経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前５日間
	鶏（産卵鶏を除く。）	１日量として体重１kg当たり50mg（力価）以下の量を飲水に溶かして経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前５日間
アモキシシリンを有効成分とする注射剤	牛（搾乳牛を除く。）	１日量として体重１kg当たり15mg（力価）以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前35日間
	豚	１日量として体重１kg当たり15mg（力価）以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前28日間
安息香酸ビコザマイシンを有効成分とする飼料添加剤	豚	飼料１ｔ当たり50ｇ（力価）以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前５日間
	すずき目魚類	１日量として体重１kg当たり10mg（力価）以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するために水揚げする前27日間
安息香酸ビコザマイシンを有効成分とする飲水添加剤	豚	１日量として体重１kg当たり2.5mg（力価）以下の量を飲水に溶かして経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前５日間
アンピシリンを有効成分とする飼料添加剤	牛（生後６月を超えるものを除く。）	１日量として体重１kg当たり24mg（力価）以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前５日間
	豚	１日量として体重１kg当たり24mg（力価）以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前５日間
	鶏	１日量として体重１kg当たり40mg（力価）以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前２日間
	すずき目魚類	１日量として体重１kg当たり20mg（力価）以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するために水揚げする前５日間
アンピシリンを有効成分とする飲水添加剤	牛（生後６月を超えるものを除く。）	１日量として体重１kg当たり24mg（力価）以下の量を飲水に溶かして経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前５日間
	豚	１日量として体重１kg当たり24mg（力価）以下の量を飲水に溶かして経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前５日間
	鶏	１日量として体重１kg当たり40mg（力価）以下の量を飲水に溶かして経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前２日間
アンピシリンを有効成分とする強制経口投与剤	牛（生後６月を超えるものを除く。）	１日量として体重１kg当たり24mg（力価）以下の量を強制的に経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前５日間
	豚	１日量として体重１kg当たり24mg（力価）以下の量を強制的に経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前５日間
	鶏	１日量として体重１kg当たり40mg（力価）以下の量を強制的に経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前２日間
アンピシリンを有効成分とする注射剤（懸濁油性剤を除く。）	牛	１日量として体重１kg当たり20mg（力価）以下の量を皮下又は筋肉内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前28日間又は食用に供するために搾乳する前72時間
	豚	１日量として体重１kg当たり20mg（力価）以下の量を皮下又は筋肉内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前７日間
アンピシリンを有効成分とする注射剤（懸濁油性剤）	牛（生後６月を超えるものを除く。）	１日量として体重１kg当たり20mg（力価）以下の量を皮下又は筋肉内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前49日間
	豚	１日量として体重１kg当たり20mg（力価）以下の量を皮下又は筋肉内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前28日間